

令和6年1月から産前産後期間の国民健康保険税が軽減されます！！

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国民健康保険の被保険者が出産する際、産前産後の保険税を一定期間、軽減する制度が創設されました。

対象となる方

出産する予定または出産した被保険者

(令和5年11月以降に出産予定または出産した方が対象となります)

軽減内容

- ・ 出産予定日または出産日が属する月の前月から、4箇月間の所得割額と均等割額
- ・ 双子などの多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3箇月前から6箇月間の所得割額と均等割額

※出産とは、妊娠85日（4箇月）以上の出産をいいます。

死産・流産（人工妊娠中絶を含む）および早産の方も対象に含まれます。

軽減対象期間

	3箇月前	2箇月前	1箇月前	出産予定月 (出産日)	1箇月後	2箇月後
単胎の方			●	●	●	●
多胎の方	●	●	●	●	●	●

※●のついた月が軽減の対象期間です。

※軽減対象となるのは、令和6年1月以降の保険税です。

届出と必要書類

出産予定日の6箇月前から届出ができます。

- ①産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書 ※町HPからダウンロードできます。
- ②母子健康手帳など出産予定日や妊娠の状態が確認できるもの
- ③届出者の本人確認書類と国民健康保険証

Q & A

Q1 令和5年12月に出産しました。何月分の保険税が軽減の対象となりますか？

A1 12月に出産した場合は、産後2箇月にあたる令和6年1月分と2月分の保険税が軽減されます。

Q2 すでに保険税を納めていますが、保険税は戻ってきますか？

A2 納めていただいた保険税から、軽減対象分を還付します。

お問合せ

日高川町役場 税務課 ☎ 22-8841